

令和7年(2025年)4月より

# 建築物省エネ法の改正に伴い建築物環境配慮計画書の添付資料が一部変更になります。

「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」(以下「建築物省エネ法」という。)の改正に伴い「札幌市生活環境の確保に関する条例施行規則」の一部を令和7年(2025年)4月1日より下記のとおり改正します。

届出範囲は従来の300㎡以上から変更はありません。

## 【改正点1】

全ての建築物への省エネ基準適合義務化に伴い提出書類を見直します。

建築物の延べ面積	提出が必要なもの
2,000㎡以上	建築物環境配慮計画書 CASBEE 札幌の評価結果の提出 
300㎡以上 ~2,000㎡未満 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; display: inline-block;">今回改正</div>	建築物環境配慮計画書 建築物省エネ法の計画書 ※省エネ適合性判定を受けない場合は計画書に相当する書類 (詳細はホームページでお知らせします。) 例：仕様基準の場合は確認申請書の写し 住宅性能評価を受ける場合は評価書と省エネ計算結果(外皮性能と一次エネルギー消費量性能が分かる部分)  又は CASBEE 札幌の評価結果の提出
300㎡未満	【任意提出が可能】 (300㎡以上~2,000㎡未満と同じ)

2,000㎡以上の場合には従来から変更ありません。

## 【改正点2】

建築物環境配慮計画書の届出期限を「工事に着手する日の21日前まで」から「工事に着手する前」へ変更します。

### 【改正点3】

住宅の場合、札幌市へ届出された建築物省エネ法の届出書の添付を省略可能としていましたが、省エネ基準適合義務化に伴い、建築物環境配慮計画書と一緒に計画書等を提出してください。

詳しくは、

建築物環境配慮制度（CASBEE 札幌）札幌市公式ホームページ

<https://www.city.sapporo.jp/kankyo/casbee/>

【担当】札幌市 環境局 環境都市推進部 環境エネルギー課

電話：011-211-2872 メール：kan.energy@city.sapporo.jp